

一宮市水道料金等審議会会議録（第5回）

- 1 日 時 令和5年10月3日(火) 午後2時00分～午後3時30分
- 2 場 所 一宮市役所 11 階 1102 会議室
- 3 区 分 公開(傍聴人 0名)
- 4 出席委員 10名
- 5 欠席委員 1名
- 6 事務局 17名
- 7 会議録署名者は、副会長が2名指名した。
- 8 答申について

◎副会長

答申案についてということで、事務局に説明を求めます。

●事務局(経営総務課長)

よろしく願いいたします。読み上げ及び説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。答申案の表紙をお願いします。水道料金、下水道使用料のあり方について答申書(案)令和5年10月3日一宮市水道料金等審議会。めくっていただきますと目次となっております。次に1ページになります。

はじめに

水道事業は、市民の快適な生活環境を支える重要なライフラインとして、安全で良質な水道水を安定的に供給するための事業である。

一宮市の水道料金は平成19年4月に市町村合併以前の旧2市1町の区域ごとに設定されていた水道料金を統合して以来、長期間にわたって据え置かれ、愛知県内各市町と比較しても安価である。

令和5年3月に改訂された「一宮市上下水道事業経営戦略」(以下「経営戦略」という。)より、一宮市の水道事業の基本理念「命の水を未来へ引き継ぐ一宮の水道」の実現に向け、水道施設等の中長期的な更新計画と財政収支見通しを考慮し、安定的な水道事業経営を実現するため、経営基盤の強化がより一層求められている。

下水道事業は、汚水を排除することで生活環境を改善するほか、雨水による浸水の防除、河川などの公共用水域の水質の保全など、快適な市民生活のために重要な役割を担っている。

一宮市の下水道使用料は、一般区域は平成29年度、特定区域は平成21年度に使用料改定を行っているが、愛知県内各市町と比較しても安価である。

「経営戦略」より、一宮市の下水道事業の基本理念「いつまでも守り続ける循環のみち一宮の下水道」の実現に向け、下水道施設等の中長期的な整備、更新計画と財政収支見通しを考慮し、安定的な下水道事業経営を実現するため、経営基盤の強化がより一層求められている。

令和5年7月19日に一宮市水道事業等管理者より「水道料金、下水道使用料のあり方について」の諮問があり、それに対して、本審議会では一宮市の水道事業、下水道事業の現状及び将来の見通しなどに関する様々な資料に基づき、使用者に急激な負担増が生じないように配慮しつつ、経営の安定化を目指した水道料金、下水道使用料について慎重な審議を重ねた。

ここに結論を得たので、次のとおり答申する。

2ページをお願いいたします。

1 答申

一宮市の水道事業は、全国平均よりも老朽化した配水管の割合が高く、愛知県内平均よりも基幹管路の耐震化率が低いことから、予期せぬ施設の破損や水道管の漏水量の増加、大規模災害時においては水道事業が機能不全に陥る可能性が高い状況にあるため、水道施設の更新需要が増加していくことが見込まれる。その一方、人口は年々減少傾向であるため給水収益が減少していくことが見込まれることから、早晩、収支の均衡を保つことが難しい状況になると予測される。

下水道事業では、整備計画を見直し投資額の抑制を図っているものの、全国平均よりも施設の老朽化が進んでいるため改修費用がかかることが見込まれる中、さらに、下水道区域の拡大時に借入をした多額の企業債の償還をしていく必要がある。加えて、汚水処理費用に対して十分な使用料収入が得られておらず、整備区域外の市民が負担する税金も財源に含む多額の一般会計からの基準外繰入金によって経営を維持している状況から、早晩、事業運営に支障をきたす事態になることが予測される。

こうした状況を総合的に勘案すると、本審議会は人員の削減や業務委託、組織機構の見直しなど、経費の削減や下水道の水洗化率の向上の取り組みを継続することが前提となるが、将来の更新投資等に対しても安定して水道、下水道サービスが供給できるよう、財政基盤の強化及び事業の持続に資することができる料金、使用料体系を構築することが必要である。地域経済や市民生活への影響を踏まえ、使用者に急激な負担増が生じ

ないよう、次の「水道料金の改定について」「下水道使用料の改定について」のとおり改定するのが妥当であると判断した。

3ページをお願いいたします。

2 水道料金の改定について

(1) 料金算定期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とする。

(2) 料金改定

令和6年度(2024年度)に基本料金は一律7%、従量料金は臨時用を除き一律15円の増額とする。臨時用従量料金を一律102円の増額とする。

(3) 料金体系

① 基本料金と従量料金の割合

基本料金は、使用水量の有無に関わりなく発生する固定費(料金徴収経費や水道施設の減価償却費など)を賄うものである。従量料金は、使用水量に応じて単位水量当たりの価格により賦課されるものである。現在も基本料金と従量料金(基本水量からの超過料金)からなる二部料金制を採用しているが、固定費すべてを基本料金で徴収することは市民生活への影響が大きいため、公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領を参考に施設の利用状況に応じて固定費の一部を従量料金に配賦している。

今後の使用水量の減少見込みや更新需要を考慮すると、経営基盤の安定には基本料金の割合を高めることが適当である。一方、基本料金の割合、金額の激変は使用水量の少ない一般家庭などの料金が高額になることから、徐々に基本料金の割合を高めていくことが現実的であると判断した。

② 基本水量

これまでの料金体系には、公衆衛生の向上、生活環境の改善の観点から、一般用の使用者に対して最低限の生活用水を平等に確保し、料金の低減を図るために1か月あたり10立方メートル、公衆浴場用の使用者に対しては1か月あたり100立方メートルの基本水量を導入している。

水道施設の整備が完了し、導入の目的を達成している状況、負担の公平性の面から基本水量制を廃止することが適当であると判断した。

③ 従量料金の逡増度

これまでの料金体系には、従量料金に、使用水量の増加に応じて料金単価が高くなる逡増制を採用している。今後の使用水量の減少により、1世帯あたりの使用水量が減少し、

高い従量料金単価の水量帯が減少し、低い従量料金単価の水量帯の割合が増加する見込みから、経営基盤の安定には逡増度を縮小することが適当である。一方、一律の従量料金の導入や逡増度の激変措置は、これまで基本水量、低い従量料金単価の水量の使用をしてきた一般家庭の料金への影響が大きいことから、従量料金を一律の額で改定することで、逡増度の拡大を抑制することが適当であると判断した。

④用途別の料金体系

現状では一般用、公衆浴場用、臨時用の3つの料金体系を設定している。公衆浴場用については公衆衛生の向上に寄与する面から一般用に比べて低廉な料金を設定している。臨時用については建設現場などの一時的な利用から従量料金のみ設定している。用途別それぞれの目的から、現状の設定は継続して採用し、臨時用の従量料金を一般用の従量料金の最高単価とすることが適当であると判断した。

5ページになります。5ページの水道料金体系の表につきましては、説明を省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。

3 下水道使用料の改定について

(1)使用料算定期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とする。

(2)使用料改定

①一般用・家事用

基本使用料は令和6年度(2024年度)に25%、令和8年度(2026年度)でさらに20%の増、従量使用料は令和6年度(2024年度)に一律18円、令和8年度(2026年度)にさらに一律15円の増額とする。

②公衆浴場用

基本使用料は令和6年度(2024年度)に10%、令和8年度(2026年度)にさらに5%の増、従量使用料は令和6年度(2024年度)に一律7円、令和8年度(2026年度)にさらに一律4円の増額として、基本水量を廃止とする。

③臨時用

従量使用料を令和6年度(2024年度)に19%(24円)、令和8年度(2026年度)にさらに10%(15円)の増額とする。

④工場廃液用

従量使用料を令和6年度(2024年度)に15%(19円)、令和8年度(2026年度)にさら

に 10% (15 円) の増額とする。

⑤事業用

従量使用料を令和 6 年度 (2024 年度) に 25% (23 円)、令和 8 年度 (2026 年度) にさらに 20% (22 円) の増額とする。

(3) 使用料体系

①基本使用料と従量使用料の割合

基本使用料は、使用水量の有無に関わりなく発生する 固定費 (使用料徴収経費や下水道施設の減価償却費など) を賄うものである。従量使用料は、使用水量に応じて単位水量当たりの価格により賦課されるものである。現在も基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を採用しているが、固定費すべてを基本使用料で徴収することは市民生活への影響が大きいと、公益社団法人日本下水道協会が下水道使用料算定の基本的な考え方を参考に施設の利用状況に応じて固定費の一部を従量料金に配賦している。

今後、家庭での使用水量が減少する見込みであることや更新需要を考慮すると、経営基盤の安定には基本使用料の割合を高めることが適当である。一方、基本使用料の割合、金額の激変は使用水量の少ない一般家庭などの使用料が高額になること、下水道への接続率が十分でないことから、徐々に基本使用料の割合を高めていくことが現実的であると判断した。

②基本水量

現状公衆浴場用のみ、1 か月あたり 200 立方メートルの基本水量が設定されている。

水道の料金体系において基本水量を廃止すること、一般用の使用料体系から基本水量を廃止していること (平成 29 年度の使用料改定にて廃止) から、下水道使用料体系における公衆浴場用の基本水量を廃止することが適当であると判断した。

③従量使用料の逡増度

これまでの使用料体系には、従量使用料に、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる逡増制を採用している。今後の家庭での使用水量が減少することにより、高い従量使用料単価の水量帯が減少し、低い従量使用料単価の水量帯の割合が増加する見込みから、経営基盤の安定には逡増度を縮小することが適当である。一方、一律の従量使用料の導入や逡増度の激変措置は、これまで基本水量、低い従量使用料単価の水量の使用をしてきた一般家庭の使用料への影響が大きいことから、従量使用料を一律に改定することで、逡増度の拡大を抑制することが適当であると判断した。

④用途別の使用料体系

下水道事業の成り立ちから、区域ごと、用途別に、(一般区域)一般用、公衆浴場用、臨時用、工場廃液用、(特定区域)家事用、事業用の6つの使用料体系を設定している。公衆浴場用については公衆衛生の向上に寄与する面から一般用に比べて低廉な使用料を設定している。臨時用については建設現場などの一時的な利用から従量使用料のみ設定している。用途別それぞれの目的から現状の設定は継続して採用しつつ、将来において単独公共下水道を愛知県の流域下水道へ統合し同様の汚水処理が行われるようになる予定から、工場廃液用と事業用の従量使用料の差を縮小させること、臨時用の従量使用料を一般用の従量使用料の最高単価とすることが適当であると判断した。

8ページをお願いいたします。8ページの下水道使用料体系の表につきましては説明を省略させていただきます。

9ページ。4 附帯意見

(1) 水道事業、下水道事業経営の合理化、効率化など、一層の経営改善に取り組み、経営の安定化、健全化に努めること。

(2) 下水道の供用開始区域において、下水道に接続している世帯の割合が70%程度と低く推移しているため、早期に接続されるよう積極的に働きかけること。

(3) 経営基盤の安定化に向けて、水道料金のうち基本料金、下水道使用料のうち基本使用料の割合を高めること。

(4) 一宮市上下水道事業経営戦略を基に投資とのバランスがとれた水道事業、下水道事業経営に努めるとともに、一般会計からの繰入金に依存する経営体質の改善を進めること。

(5) 本改定案は大幅な負担増を使用者に求めることから、小幅の改定を進めるといった手法も検討すること。

(6) 水道料金・下水道使用料改定にあたっては、容易に理解が得られるものでないことを十分に認識し、現状や必要性などをわかりやすく知らせ、十分なコミュニケーションをとって納得いただけるように努めること。

10ページにつきましては、審議会委員名簿となっております。

11ページにつきましては、審議経過としまして第1回から第5回の経過について記載してあります。以上答申案となります。ご審議をお願いいたします。

◎副会長

ありがとうございました。ただいま事務局からご説明のありました答申案に関しまして何

かご意見ご質問のある方はご発言をお願いしたいと思います。わたくしからですが、これまでの審議会でいくつか事務局からパターンが示されておりまして、前回までの審議会ではほぼ委員の皆様一致したパターンの選択ということで、それが今回の答申案に反映されているということは皆様も確認していただいていることと思います。それからただいま事務局の方で読み上げていただいた答申案にあります通り、これこれこういうことでこの選択をしたということが、この文章で記載されておるといこともただいまのご説明でご確認いただけたかなという風に存じます。またですね、9ページのところでどのパターンでいくかということは委員の皆様方で前回までにほぼ統一した考え方だったと思うのですが、そうは言いつつもこういうことに留意していただきたいということが各委員の皆様方からご発言があったと承知しておりまして、それについても先ほど読み上げていただきました通り、9ページに個別に委員の皆様方から発言のあった、留意する点についても附帯意見として記載されているという風に思います。そういったことを踏まえまして、再度皆様方、この答申案についてご意見等ご発言があれば是非ともお願いしたいと存じます。いかかでしょうか。

○委員

ご説明ありがとうございます。これまで議論した内容は今副会長がおっしゃったようにすごく良くまとめられているのかなとは思っております。私から2点だけあります。まず2ページの1答申というところの第1パラグラフの2行目でしょうか、「愛知県内平均よりも基幹管路の耐震化率が低いことから、予期せぬ施設の破損や」というところがあるのですが、これは耐震化率が低いというところでこういうことも考えられるよねということであれば、予期せぬという言葉はいらぬのではないかとということが一つありますがいかがでしょうか。二つ目でございますが、附帯意見の9ページでございます。(5)のところでございますが、大幅な負担増を使用者に求めることから、小幅の改定も検討することと書いてあるのですが、ここはどういった意味で書いてあるのかということをお聞きしたいのですが。受け取り方によれば今ここで提案したような、例えば水道でしたら基本料金を一律7%、そして下水道ですと25%というところで、下水道だけを指しているかは読み取れなかったのですが。これは今ここで改定案としてこういったものもいいです、と検討されて出されているものをもっと変更しても良いという風に、少し先送りをしても良いという風に捉えられてしまう可能性もあるんじゃないか。例えば下水道の25%というところが重いということであれば、この時点では経営の安定、健全化というところで一つ目標があって、そこに至るまでに小刻みでやることも検討しても良いということなのか、もっと先に改定が延びると健全化が先送りにされるということなので、そういったことも容認する形になるのか、メッセージとして事務局側として

はどういった風に発信したいのかなといったところが分かりにくかった点があります。私個人としての意見ですが、やはり先送りするといったようなメッセージは含めるべきではないのかな。ただし、これがあまりにもキツキツでやってしまうと全てが上手くいかないということもあるので、少しは余地といったところを残すのもあるのかなとは思っていますので、そこら辺はいかかでしょうか。

◎副会長

ありがとうございました。ただ今委員からありました2つのご意見について事務局から何かご説明がありましたらご発言をお願いします。

●事務局(上下水道部長)

ご意見いただきありがとうございます。先ほどのまず1点目の基幹管路のところに関しては、委員の言われるように修正していきたいと思います。2つ目の附帯意見の(5)のところにつきましては委員の言われましたように余地を残すという観点は必要なのかなというところがございまして、委員さんからも実際にこういったご発言をいただきましたので、この部分は残す中で今後の料金改定で実際に議案として挙げる段階では余地として考慮していかないといけないのかなとは考えております。

◎副会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

○委員

そうですね。ではこの検討するという文言を何か別のもので表現するとか、やはり先送りしても良いというメッセージに捉えられかねないかなということが一つ心配ですね。もちろん余地を残すということは現実的に政策を進めていく上では重要なところで、これも十分承知しております。ただ、ここは審議会ですので決して審議会の答申が全てそのままということでは無いので、審議会としてはというところを考えますと、検討することというともう既に出している案を変えていくというような意味を持たれるのかなと思うのですが。何かいい言葉とかありますか。

○委員

(5)は無しでいいと思う。私は(5)は審議会の答申としてですから、これを答申として出して、これから議会とかいろんな所で揉まれると思うのだけど、だったら最初からやれよという話になっちゃう可能性もあるわけですよ。僕はこれは削除がいいと思う。迷っちゃうと思うのですよね、だったら審議会で、何でこういう結果が出たのという話になってくるということもあるのかなと。審議会で答申内容としては無い方がいいのではないかとどうですかこ

ういうのは。

○委員

5年後この状態が良いという案を出されていただきましたよね。そこに到達するまでに例えば2年とか3年はとりあえずこの幅にしてください。5年後にここで、という風に、そういうことを考えた方が良いという風に言われているのかどうかって私も一瞬思ったんですけども、そこに至るまでに審議の中で少し段階をもう一段階上げ幅を数年先送りっていう風にするのかどうか先ほど言ったのだとそういう解釈に受けかねないと思ったんですけども。どうしてこの言葉が出ているか、よく理解できないですよ。

●事務局(上下水道部長)

実際にこういった発言をいただく中で、今回の審議会の中での改定の意見ということでは、今回の改定案ではなくて、次期改定時には小幅の改定を含めて検討することというような形でさせていただきたいと思っておりますので、そういった形ではいかがでしょうか。

◎副会長

ありがとうございました。今事務局の方からお話いただいて、私も実はそういう趣旨だったなど、この発言をされた方の趣旨はたしか今事務局がおっしゃられたように次回以降のことについて、たしかそういった趣旨でご発言されたとも私も認識しておりますので、もし委員の皆様方にご異論がなければ今事務局の方から提案のありました通りとし、文言については事務局に一任させていただきたいと思いますが、次回以降の改定について小幅の改定といったことも検討の俎上に上げると、次回以降についてということですね、皆様がよろしければ。

○委員

次回ということですか。

◎副会長

次回以降で。

○委員

次回ということは5年後以降にということですか。今回の改定ですよ。審議会の期中に何度か、一度に特水の25%と20%ですね、これをもう少し小刻みにして欲しいというお願いは何度かしていたのですが、やはりなかなか厳しい面、こういう市の水道事業と同じように各繊維の工場も同じような老朽化だとかそういうところで悩んでいる。十分審議会の意義も大変わかるのですが、どうしても逼迫した感もたくさんの工場の中にある。素晴らしい技術を持っている工場が本当に多いので、もう少し小刻みに上げていただける方が

事業性としても税収面としてももう少し貢献できてくるのではないかなという風に思っております。そういう面で小刻みと言わせていただきました。

◎副会長

失礼しました。私の認識不足で。次回ということではなく今回の改定も含めてということですね。

○委員

そういうことです。

◎副会長

そういう趣旨ということですので、今皆様方お聞きになられた通りの趣旨でご発言されたということでございます。

○委員

例えば今回とか次回とか入れずに、改定においては市民生活や経済活動を鑑みて対応することというような抽象的な表現ですとお互いの落としどころにもなるかと思いますがどうでしょうか。

○委員

わかりました。

◎副会長

今委員からありました案で答申の附帯意見としてはどうだろうかということで、実際のご発言者の委員の意向も確認されてどうかということでしたけど。

○委員

言い続けてきたので、業界としても言い続けていけないといけません。十分状況は認識して把握しております。先週水の動画とか見ていただいたのですが、本当に市としても業界としても何とかしていかないといけない状態なのです。一つの工場だけで頑張っても何にもならないですね。地域が良くなると工場が良くなるので、そういった意味でも小刻みにして、少しでもご配慮いただけると、事業性においても業界ももっともっと頑張っていけるのかなという風に感じています。

◎副会長

ありがとうございました。事務局からは何かございますか

●事務局(上下水道部長)

今ご意見をいただきましたが、そちらの方をまとめさせていただきまして(5)の部分には修正させていただきたいと思っております。

○委員

今部長さんからも前向きな(5)の附帯意見の話があったのですが、繊維業って特殊なんですよ、一宮において。読ませていただいた中で繊維業という言葉が出てくるのかなと思っていたのですが全く出てこないですよ。僕は一宮オリジナルの答申であるので、他市町を参考にしているかもしれないですが、繊維業が無くなったら一宮の形が変わってしまうんですよ。さんざん自分も色んな所で子供の頃から繊維の街一宮と言ってきたのがこの改定によって、もしかすると繊維業が本当に無くなってしまう可能性もあるかもしれない。たぶんこれも委員がすごくおっしゃっていると思います。前も別の委員も言っていた趣旨はそういうことだと思うのですよ。この附帯意見のところに、先ほどありました経済活動云々というものがありました。具体的に繊維産業は違うのだよと。強いて言うならば繊維産業ははじめ様々な経済活動こういった現状を見据えながら考えていくと。値上げはしないといけないと思いますので、そういった一宮のオリジナルというか特異性も踏まえながら附帯意見として使っていただければありがたいかなと思います。いかがでしょうか。

○委員

一般用と工業用というのは分けないといけないと思うのですよ。一緒の感覚になるものですから、やはり商工業者を守らなければいけないという僕らの立場ですから、その辺はこれに反映するのは非常に難しいのかもわかんないですけど、基本的には分けて欲しいというのは思っています。それが可能かどうかはわかりませんが、それは別のものじゃないのかなという気がします。

◎副会長

ありがとうございます。今お話がありましたが、一番最初の頃に政策的な判断と、この審議会は別だとおっしゃられていたという気がして、政策判断を取り込んだものとは少し違うというようなお話も承ったかなというのが一点と、承知しておりますのは今回は最後の審議会ということで答申案を取りまとめていくということを伺っておりましたので、今委員がおっしゃられたことは半ば本質論と言いますか、そもそもこれをどうやって開いていくべきだったということについて、今一回ご破算にして事務局がやるぞということであればですが、そうでなければ、そういったことを盛り込むことがもし可能であればですが、難しければ年次を特定しないような全体としてそういうことも、小幅の改定としていくことも検討したいという程度で収めるというあたりでどうかと考えておりますが。そうしないとなかなか今日のところで、まとまりは無いと思いますので。どうしてもという方がおられなければ何とかそこでご理解賜ればと思いますが、いかがでございましょうか。

○委員

異議ありません。

◎副会長

それについてはこの後事務局の方で修正する時間が設けてあると伺っておりますので、その際に修正していただくということと、もう一つ最初のところでおっしゃられていました2ページのところは事務局の方で、委員からの「予期せぬ」というのは不要なのではないのかということで、事務局の方でもこれは確かにおっしゃるとおりだというお話だったと思いますので、ご指摘の通りこの部分につきましては削除していただくということでいかがかと思えます。これでよろしいでしょうか。

○委員

2ページの方で、言われていた所に近い所ですけど、4行目でマイナスのことが見込まれると書いてあって、その一方人口減少とまたマイナスのことが見込まれるということで、これはその一方という表現で本当に良かったのかなと。マイナスのことにさらになので、さらにとかじゃないのかなと思ったのですけど。その辺、こういった意図ですよとか、もっと良い表現があればということと、あともう一つ、収支均衡は水道事業ってもう取れてないじゃないかと、赤字化していたのではなかったかなと思ったのですけど、そこを確認で教えてください。

◎副会長

事務局の方で二点についてお答えください。まず文言の方で前後の脈絡からしてその一方という表現はおかしいのではないかというご指摘だと思うのですがどうですかね。

●事務局(上下水道部長)

文言については、対ではありませんので、そのような形を接続する文言に変えさせていただきます。収支の均衡については水道事業では料金回収率の100%を現状は維持している状況ですので、直近水道料金の無料化や電力料金の高騰ですとか、特殊事情で100%切る可能性はありますが、基本的には100%は維持できております。そんな中で、今後も維持していきたいということで今回の料金改定をお願いしているところですので。これについては、このような形でいいのかなと思います。

○委員

承知しました。収支が赤字だったと、かなり厳しいというイメージがあったので。早晩とかもいるのかなと思ったのですが、今の部長さんのご説明を聞くとその部分は理解させていただきましたので、ありがとうございます。

◎副会長

その他ご発言はいかがでしょうか。それでは私から事務的なことで気づいた点がありますので修正等を事務局の方でお願いしたいと思います。私から二つございます。一つ目は答申案の表紙でございますが、頭のところで「水道料金、下水道使用料のあり方について」とあるわけですが、これではどこのことか分からないということで、一番左の頭のところに「一宮市の」とつけるのがやはりふさわしいのではなかろうかということで提案させていただきます。それから二つ目ですが、3ページの(2)の料金改定のところに改定の金額ですとか書いてございますが、これと6ページの(2)下水道の方ですが、この使用料の改定のところで見させていただきますと、ここではパーセントと金額がともに書いてあるとか、表記の仕方が不揃いということがお分かりになると思いますので事務局の方で統一的な記載方法に改めていただきたいと、事務的な修正のお願いですのでそういうことでお願いできればと考えております。その他はよろしいでしょうか、委員の皆様方。それでは委員の皆様方の意見を頂戴しましたので、答申書の修正を事務局にて行いたいと思います。その時間としておおむね20分程度休憩とさせていただきますのでよろしくお願いします。

(20分間休憩)

◎副会長

それではですね、休憩の時間に事務局の方でこれまで出たご意見を入れ込んだ修正版を作成していただいて、今委員各位のお手元に配付されたところでございます。事務局の方で修正した箇所についてご説明願います。

●事務局(経営総務課長)

まず表紙をお願いいたします。「水道料金、下水道使用料のあり方について」の前に「一宮市の」と記載させていただきました。

次に2ページをお願いします。2行目「予期せぬ」というところを削除させていただき、「～基幹管路の耐震化率が低いことから、施設の破損や水道管の漏水量の増加～」というように記載させていただきました。次にその2行下になります「～その一方、～」というところを「～加えて、～」ということで表現をさせていただきました。

次に3ページをお願いします。3ページの(2)臨時用の従量料金、こちらについて、大変申し訳ございませんが、先程の案において、一律102円という表現をしておりましたが、臨時用につきまして、1項目しかございませんので、「一律」というのは削除させていただきましたので、ご了承をお願い致します。

続きまして6ページをお願いします。中段、③臨時用こちらの部分につきまして、「％」

の後ろに単価を記載しておりましたが、同じく④、⑤につきましても同様でございますが、水道や他の下水道との整合をとるために、単価の方、(～円)を削除させていただきました。

続きまして、9 ページをお願いします。

(5)につきましては、「水道料金・下水道使用料の改定にあたっては、市民生活や経済活動を鑑みて使用者に大幅な負担増とならないように努めること。」と修正させていただきました。よろしくお願いいたします。

◎副会長

ありがとうございました。ただ今事務局において修正箇所のご説明していただきました。皆様お目通しいたしまして、再度ご発言があれば賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員

細かいところで申し訳ないのですが、3 ページ、(2)料金改定の3行目の「臨時用従量料金」、この前にスペースを1マス空けなくてよかったですか？

●事務局(経営総務課長)

3 ページの部分ですね？

○委員

文頭でそういう風ですと言われれば、それでいいと思います。何かご対応をお願い致します。

●事務局(経営総務課長)

こちらにつきましては、スペースを1つ入れて対応いたします。

◎副会長

表記の仕方ということで、中身の変更ではないので、事務局の方で修正することですので、そのようにしていただければと思います。その他ございましたらお願いいたします。

それでは修正していただいて、最後の修正版ということで、それをもちまして、修正の区切りをつけさせていただきます。これから事務局において、先程の意見を踏まえましてですね、最終的に答申書を準備されますので、10分弱程度、度々で恐縮ではございますが、今からまた休憩ということでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(10分休憩)

◎副会長

大変お待たせ致しました。事務局の方から最終的な答申書が届きました。恐縮ですが、私の方から、表紙と、「1 答申」について、読み上げさせていただきます。まず表紙でございます。令和5年10月3日一宮市水道事業等管理者 小塚 重男 様、一宮市水道料金等審議会会長 横山 幸司、職務代理者、副会長 太田 義孝、一宮市の水道料金・下水道使用料のあり方について、令和5年7月19日付け5一宮水総発第212号において諮問のありましたこのことについては、当審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。という鑑文がついておりまして、以下答申書でございます。

1 答申

一宮市の水道事業は、全国平均よりも老朽化した配水管の割合が高く、愛知県内平均よりも基幹管路の耐震化率が低いことから、施設の破損や水道管の漏水量の増加、大規模災害時には水道事業が機能不全に陥る可能性が高い状況にあるため、水道施設の更新需要が増加していくことが見込まれる。加えて、人口は年々減少傾向であるため給水収益が減少していくことが見込まれることから、早晩、収支の均衡を保つことが難しい状況になると予測される。

下水道事業では、整備計画を見直し投資額の抑制を図っているものの、全国平均よりも施設の老朽化が進んでいるため改修費用がかかることが見込まれる中、さらに、下水道区域の拡大時に借入をした多額の企業債の償還をしていく必要がある。加えて、污水处理費用に対して十分な使用料収入が得られておらず、整備区域外の市民が負担する税金も財源に含む多額の一般会計からの基準外繰入金によって経営を維持している状況から、早晩、事業運営に支障をきたす事態になることが予測される。

こうした状況を総合的に勘案すると、本審議会は人員の削減や業務委託、組織機構の見直しなど、経費の削減や下水道の水洗化率の向上の取り組みを継続することが前提となるが、将来の更新投資等に対しても安定して水道、下水道サービスが供給できるよう、財政基盤の強化及び事業の持続に資することができる料金、使用料体系を構築することが必要である。地域経済や市民生活への影響を踏まえ、使用者に急激な負担増が生じないよう、次の「水道料金の改定について」「下水道使用料の改定について」のとおり改定するのが妥当であると判断した。

(副会長から管理者へ答申書を手渡す)

●事務局(経営総務課専任課長)

それでは、ここで答申をいただきました一宮市水道事業等管理者より挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

●一宮市水道事業等管理者

ただ今、ここに厳正なるご答申をいただきまして、一言お礼を申し上げます。会長様、副会長様はじめ委員の皆様方には、この度の「一宮市の水道料金、下水道使用料のあり方について」、数度に亘りまして慎重審議を賜りまして厚くお礼申し上げる次第でございます。また、その間、皆様方にはご多忙にも拘らずご出席を頂き、ご審議をいただきましたことに重ねてお礼申し上げますとともに、審議会中は、至らぬ点が多々ございましたこと何卒お許しいただきたいと存じます。

ただ今、副会長様より今回の事案についてご答申をいただきましたが、その中の附帯意見にもございましたとおり、我々、上下水道事業者にとりましては、経営の安定化、健全化に努めることが使命でございます。使用者の理解が得られるよう、十分なコミュニケーションをとって今後の事業運営に努めてまいります。

さて、今回の当審議会への本事案の諮問については、本日の答申をもちまして審議の終結となります。したがって、本審議会もここに閉じさせていただくことになりました。ご答申いただきました改正内容につきましては、速やかに一宮市議会に条例改正案として上程をさせていただく予定をしております。条例改正案につきましては、当審議会の審議や答申内容を十分に尊重させていただき上程してまいり所存でございます。

最後になりますが、今後とも委員の皆様には何かとご指導を賜ることと存じますが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。本当に長い間、厳正、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

簡単ではございますが、私からのお礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

◎副会長

ありがとうございました。

これをもちまして7月から行われました水道料金等審議会を閉会いたします。

皆様方には、大変お忙しいところを長期間にわたりご出席いただき、また、慎重審議を賜りまして大変ありがとうございました。